



平成19年5月10日

各 位

会社名 石塚硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 山中昭廣
(コード番号 5204 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 杉 一彦
電話番号 0587-37-2111

会社の支配に関する基本方針及び 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)について

当社は、本日開催された取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます)を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます)を以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

本プランは、平成19年6月15日開催予定の第72回定時株主総会において株主の皆様への承認が得られることを条件に発効することとし、有効期限は平成22年6月に開催予定の第75回定時株主総会の終結の時までといたします。

本プランを決定いたしました取締役会には、監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株券等の大規模買付行為等の具体的な提案は一切なされておりませんので念のため申し添えます。

会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、今般決定しました上記の「会社の支配に関する基本方針」の実現に資するものと考えております。

1. 「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

当社の企業価値の源泉は、1819年(文政2年)創業のガラスびん事業をコア事業としたペットボトル、紙容器等の容器関連事業及びガラス関連事業としてガラス食器事業、高強度ガラスを始めとしたニューガラス事業、その他検査機・充填機事業、エンジニアリング事業等にあります。当社は「誠実 努力 創造」を社是とし、信用第一に心がけ、グループ内外の信頼を得る、企業は人なりの理念で、『人財』の育成に努める、最高の品質を求め、絶えず新技術を開発する、革新と創造に満ちた永続的な発展を続け、社会に貢献する、を経営理念として事業展開を行っております。

当社グループは、企業価値の向上を図るため、平成19年度を初年度とする3年間の「石塚硝子グループ中期経営計画」(ISHIZUKA・ステップアップ 75)をスタートさせました。

中期経営計画の基本方針として、財務体質の強化を更に推進することによる企業構造の変革、強い現場力の構築、技能の伝承及び『人財』育成、研究開発の推進、社会的責任を果たすための体制整備を掲げております。当社グループ最大の強みは、ガラスびん事業を通じ、長い年月をかけて築き上げてきましたお客さまとの信頼関係にあり、また上記容器関連事業またはガラス関連事業を併せ持つ企業は我が国において当社のみであり、そのシナジー効果が図れることにあります。「ガラスを究め ガラスを超える」を基本的な経営思想として、中期経営計画を愚直に推進することにより企業価値向上に取組んでまいります。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の取締役は、5名(うち代表取締役2名、定款上の定員8名)の構成となっており、取締役会を定期(3ヶ月に1回)及び必要に応じて随時開催し、法令、定款に定める事項や経営戦略の立案、その他経営上の重要事項の意思決定と職務執行の監督・監視など全社経営機能を担っております。また、直接的な職務執行責任を明確に分離し、ガバナンス体制の充実を図ることを狙いとして社内カンパニー制及び執行役員制度を導入しております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名(うち社外監査役3名、定款上の定員5名)の構成となっており、監査役会を定期(3ヶ月に1回)及び必要に応じて随時開催するほか、自らの監査方針・監査計画に基づき定期的網羅的に各社内カンパニー・部門及びグループ会社の監査を実施すると共に取締役会・経営会議・カンパニー社長会等の重要会議に出席し、職務の執行状況を監視できる体制としております。会計監査人との連携につきましては、会計監査の経過報告を定期的に受けるほか、意見交換会を開催するなど会計監査の相当性確保に努めております。なお、社外監査役3名はいずれも弁護士または公認会計士として活躍中の方々であり、当社と特別の利害関係はございません。

また、全社の経営課題に対する討議・報告及び意思統一のため、原則月1回の経営会議を開催し、更に取締役会で決定された重要事項の伝達と各カンパニー及び連結子会社における職務執行状況に関する討議を目的として、取締役、執行役員、連結子会社の社長を構成メンバーとするカンパニー社長会を原則月1回開催し、常勤監査役が出席しております。

内部統制を実効あらしめるため、平成17年8月に業務監査部を設置し、事業活動の全般に亘る管理・運営制度及び職務の執行状況を合法性、合理性について監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告すると共に会計監査人と連携し、業務改善への助言・提案を行っております。

その他取締役・執行役員・連結子会社社長を構成メンバーとするリスク管理委員会(各社内カンパニー、連結子会社にリスク管理推進委員会)を設置し、定期的(3ヶ月に1回)にリスク管理委員会を開催しております。

当社はこれらの取組みとともに株主の皆様をはじめ従業員、お取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の中長期安定的な向上を目指してまいります。

本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

1. 本プラン導入の目的

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上または確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の本源的な企業価値と比べて妥当か否かを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見を外部専門家等(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等)の助言を受けながら慎重に検討したうえで開示いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付行為の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の買付提案と取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上または確保に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます)を設定するとともに、前述の「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた本プラン(別紙1のフローチャートをご参照ください)を導入することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株券等の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます)をいいます。なお、大規模買付行為は、いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。

注1 :特定株主グループとは、

- () 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします)

または、

() 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます)を意味します。

注2 : 議決権割合とは、

() 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の2第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします)も加算するものとします)を、

() 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます)及び発行済株式の総数(同法第27条の2第4項に規定するものをいいます)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3 : 株券等とは、証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について、当社取締役会による最終決定を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社における決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置することといたしました(独立委員会規程の概要につきましては、別紙3をご参照ください)。当社取締役会は、対抗措置の発動についての決定に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為および当社取締役会意見等について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置の是非について勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外監査役ならびに社外有識者(注4)の中から選任します。設置当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙4をご参照下さい。

注4 : 社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

4. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その内容は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者の名称、住所

設立準拠法

代表者の氏名

国内連絡先

提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供

取締役会は、上記(1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます)のリストを大規模買付者に対して交付いたします。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます)

大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の可能性等を含みます)

買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます)

大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます)

大規模買付行為後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付者の買付提案があった事実及び提供された本必要情報は、株主の皆様様の判断のために必要であると認められる場合、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。なお、取締役会が、大規模買付者からの必要情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨を開示いたします。

(3) 取締役会の意見の開示等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が本必要情報の提供を完了したと開示した日の翌日から起算して、最長60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または最長90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による大規模買付行為についての評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます)として与えられるべきものと考えます。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は外部専門家等(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。したがって、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案または当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせる目的で株券等の大規模買付行為が行われる場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)

会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株券等の大規模買付行為が行われる場合

会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で株券等の大規模買付行為が行われる場合

会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをする目的で株券等の大規模買付行為が行われる場合

大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます)等の、当社の株券等の売却に関する株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません)が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合

大規模買付者による当社に対する支配権の獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後すると判断される場合

大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切

と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を選択した場合の概要は別紙2に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して当社株式と引換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

(3)対抗措置の発動の手続

本プランにおいては、上記(1)のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記(1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会に対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当該大規模買付行為及び取締役会意見等を慎重に検討し、対抗措置の発動の是非について上記4.(3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとしてします。また、上記(2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会に対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとしてします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしてします。

(4)対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど当該対抗措置の発動の前提となった事実に変更が生じ、対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、取締役会は独立委員会の意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなどの事情により対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、新株予約権無償割当の効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けたいと、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、独立委員会の勧告を受けたいと、当該新株予約権を無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います)することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとしてします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかにその旨を開示いたします。

6.本プランが株主・投資家に与える影響等

(1)大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれまして

は、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記5.に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時適切に開示いたします。

当社は、対抗措置の発動に際して、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。但し、割当期日において名義書換未了の株主の皆様(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます)に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は新株予約権の引受けの申込みを要することなく無償で新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

また、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、新株予約権の割当を受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です)。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

7. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、平成19年5月10日開催の当社取締役会において、平成19年6月に開催予定の定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます)で承認されることを条件として発効することとして決議されました。本定時株主総会で株主の皆様にお諮りする本プランの有効期間は3年間(平成22年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで)とし、以降、本プランの継続(一部修正したうえでの継続を含む)については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

本プランの廃止は、本定時株主総会により承認された後であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の承認を得たうえで、本定時株主総会における株主の皆様の本プラン導入に対するご承認の趣旨に反しない範囲(本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合、株主の皆様の不利益を与えない場合等を含みます)において、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが継続、廃止または変更等がなされた場合には、その内容を速やかに開示します。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 1.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 5.「大規模買付行為がなされた場合の対応」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての判断に対する勧告が、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その勧告の概要については株主の皆様情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 株主意思を重視するものであること

当社は、上記 7.「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」に記載したとおり、本定時株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただきます。また、本プランの有効期間中であっても、毎年の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 7.「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社の株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。なお、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランの導入によりスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)としての効果が生じることもありません。

以上

(ご参考)

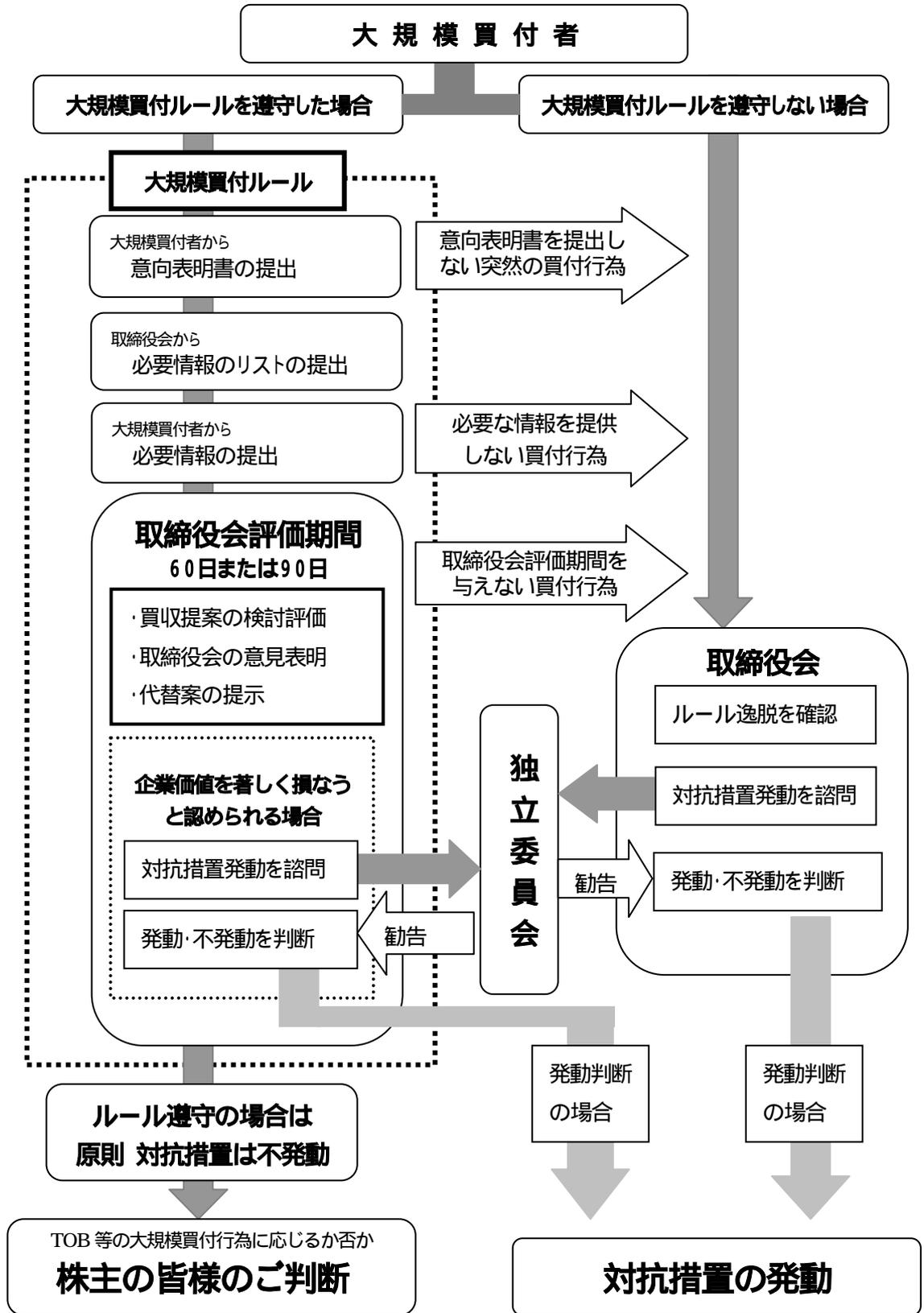
当社株式の状況(平成19年3月20日現在)

1. 発行可能株式総数 140,000,000株
2. 発行済株式総数 36,295,543株
3. 株主数 4,018名
4. 大株主(上位10名)

株 主 名	当社への出資の状況	
	持 株 数	出資比率
明治安田生命保険相互会社	2,195千株	6.0%
株式会社みずほ銀行	1,717	4.7
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,647	4.5
第一生命保険相互会社	1,500	4.1
石塚芳三	1,236	3.4
旭硝子株式会社	1,210	3.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	1,156	3.1
自社(自己株式口)	1,117	3.0
株式会社損害保険ジャパン	1,105	3.0
株式会社みずほコーポレート銀行	893	2.4

注) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。

本プランの概要 (大規模買付行為開始時のフローチャート)



以上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び新株予約権の発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会の委員略歴

佐治 良三

(略歴)

昭和24年6月 弁護士登録
昭和24年6月 佐治法律事務所開設
平成6年6月 当社監査役(現任)

前川 三喜男

(略歴)

昭和43年5月 公認会計士登録
平成9年7月 公認会計士前川三喜男事務所開設
平成9年7月 税理士登録
平成14年6月 当社監査役(現任)
平成16年4月 愛知淑徳大学准教授(現任)

後藤 武夫

(略歴)

昭和47年3月 弁護士登録
昭和54年4月 後藤武夫法律事務所開設
平成13年9月 愛知県公務災害補償認定委員会委員長(現任)
平成16年6月 当社監査役(現任)

以上